

第 128 回
宍粟市議会 (定例会)

一般質問通告書

宍粟市議会



一般質問通告書

受付番号 1 号
令和 8 年 5 月 25 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 大久保 陽一

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 5 月 25 日 8 時 30 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
ナフサ不足の影響について	<p>ナフサ不足により、事業者より建築資材が手に入り難くなっているとの話を聞く。</p> <p>① 市が把握しているナフサ不足による市内事業者への影響について伺う。</p> <p>② ナフサ不足が、市民や市内事業者へ今後どのような影響を与えると当局は考えられているのか伺う。 (例えば、新聞報道によると、市指定の「ごみ袋」が不足している市町もある)</p>
自治会と行政との関係について	<p>令和 4 年 9 月議会で「自治会運営と新たな地域コミュニティの在り方について」を代表質問した。4 年前の代表質問を踏まえ下記のことを伺う。</p> <p>① 市が考えられている市内 15 カ所における地域主体の「地域運営組織」、事業の進んでいる「ちくさええどこ協議会」を除く、他地域の進捗状況を伺う。</p> <p>② 市と自治会の関係は、市役所が自治会を指揮命令する上下関係ではなく、「対等なパートナー」としての関係だと考えるが、市の考えを伺う。</p> <p>③ 社会教育施設である公民館やコミュニティセンターのない宍粟市において、地域住民や自治会と行政との橋渡しの一端を「しそうチャンネル」が担ってきたが、市としての今後の考えを伺う。</p> <p>④ 行政情報の伝達（広報紙など）や地域の意見集約などを自治会だけに任せるのではなく、地域運営組織やコミュニティセンター、社会教育施設である公民館など市と自治会との橋渡しをする組織（施設）が必要だと考えるが、如何か。</p>
いわゆる「ごみ屋敷」問題について	<p>① 令和 7 年 3 月に環境省より令和 6 年度「ごみ屋敷」に関する調査報告書が出されている。</p>

質 問 事 項	質 問 要 旨
<p>終活時の「ごみ」出しについて</p>	<p>市が把握している市内の「ごみ屋敷」問題の現状について伺う。</p> <p>② 「ごみ屋敷」問題は、ごみが家の外に溢れているだけでなく家の中が足の踏み場もない状態にあるケースもある。市の福祉部局と生活衛生部局との連携が必要だと考えるが、現状について伺う。</p> <p>③ 「ごみ屋敷」問題を解決するための方策として、横須賀市のいわゆる「ごみ屋敷」の解消と発生（再発）防止についてが、参考になると思うが、如何か。</p> <p>④ 宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、「ごみ屋敷」問題も含めての条例改正が必要だと考えるが、如何か。</p> <p>宍粟市の人口減少、そして市民の方々の資源物などの積極的な分別により、宍粟市から排出されるごみの総量は減少している。一方で、高齢化社会の進む中、終活で、家の物など周辺を整理する人は増えている。</p> <p>市のルールとして示している「一度に出せる可燃ごみや粗大ごみの量」を見直してはどうか。市の考えを伺う。</p> <p>○可燃ごみは一度に3袋</p> <p>○粗大ごみは一度に2個</p>
<p>ごみステーションの使用について</p>	<p>全国的に多く裁判になっている、自治会に入っていない方のごみステーションの使用について、裁判結果などを踏まえたうえで市としての一定の方向を示すべきだと考えるが、市の考えを伺う。</p>
<p>宍粟市多文化共生社会推進指針の進捗状況について</p>	<p>① 宍粟総合病院を受診される外国人市民の方との同時通訳などが支障なく進んでいるのか伺う（例えば、病気の通訳）。</p> <p>② 2026年2月より緊急避妊薬が薬局で販売できるようになった。緊急避妊薬を使うと3週間後に産婦人科で受診しなければならないが、外国人市民の方も日本人同様に受診しやすい環境にあるのか、宍粟総合病院の現状を伺う。</p> <p>③ 宍粟市多文化共生社会推進指針の策定に向けた進捗状況を伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 2 号
令和 8 年 5 月 25 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 野口 裕紀子

次のとおり一般質問を行いたいので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 5 月 25 日 8 時 32 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
不登校児童生徒の健康診断の支援について	<p>全ての児童生徒の健康診断は、学校保健安全法によって義務づけられている。しかし近年、不登校児童生徒の増加を背景に、学校外での受診機会を確保する動きが広がっている。自治体によっては、指定された医療機関で個別受診し、その費用を公費で負担する仕組み（校外健診）の導入が進められている。</p> <p>そこで、本市における不登校児童生徒の健康診断をめぐる対応について以下の 2 点について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">① 不登校児童生徒の健康診断における受診機会の確保に向けた配慮と、現在の受診状況（未受診者の有無や課題）について伺う。② 学校医のクリニック等での個別受診と公費負担の導入など、校外健診を円滑に行うための体制整備を図るべきと考えるが、見解を問う。
ドクターヘリ運休の影響と対応について	<p>本市には三次救急医療機関がなく、重症傷病者の命を救うためには、専門医が現場に急行できるドクターヘリが不可欠な存在である。兵庫県の運航要領においても、本市を含む播磨地域は「第 1 要請順位」に指定されている。機内で救命医療を行いながら患者を搬送するドクターヘリは、医療資源の限られた本市のような中山間地域にとって、まさに命のインフラである。このドクターヘリが、昨年度（2025 年度）、同乗が必要な整備士不足により、全国的に長期間にわたって断続的に運休し、兵庫県でも 47 日間の運休が発生していたことが報道により明らかになった。命の危険に繋がりがねないこの事態は、市民の不安解消が急務であると考えられる。そこで、以下の 2 点について質問する。</p>

質 問 事 項	質 問 要 旨
	<p>① ドクターヘリが本市の救急医療体制において果たしている役割と、一連の運休状況が本市の救急搬送に与えた影響について、市の認識を伺う。</p> <p>② ドクターヘリ運航委託について、兵庫県は2026年度も同じ学校法人と契約を交わしているが、ドクターヘリの安定運航に向けた県への働きかけ、ならびに運休時の補完策として「ドクターカー」の活用など、地域特性に応じた救急体制の整備について、市民の命をどのように守っていくのか方針を伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 3 号
令和 8 年 5 月 2 5 日

青森市議会議長 様

青森市議会議員 田村 純司

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 5 月 2 5 日 8 時 3 0 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
物価高対策について	この間のイラン情勢や原油高の長期化に伴う対応について、国政では 2026 年度補正予算案を巡り、検討されているが、今後「電気・ガス料金の引き下げ、ガソリン等の価格引き下げ、低所得・子育て世帯向けの現金給付、雇用調整助成金の要件緩和、原油高騰の影響を受ける事業者への金融支援等々」の緊急経済対策が実施されると思われるが、青森市として、これまでの物価高騰対策として実施してきた「水道料金の基本料金減免・学校給食費の軽減等々」のような対策について、今年度は何か具体的な対策を検討されているのかを伺う。
犯罪被害者支援について	令和 3 年に「青森市犯罪被害者等支援条例」を制定し、基本理念として犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならないと明記されている。そして、支援金として傷害支援金 10 万円、遺族支援金 30 万円を支給することになっている。今年度より、兵庫県では自宅などでの犯罪被害により引っ越しを余儀なくされた被害者や遺族を支援するため、医師の診断書が無くても「転居見舞金」を支給する制度を追加している。県内 19 市町が独自で「転居見舞金」を支給しており、青森市においても同様な犯罪被害者支援の拡充を検討できないかを伺う。
ごみ回収について	以前も「燃えるゴミ回収」について、週二回収集の実証やアンケート実施により検討され、財政面も含め、週二回収集は実現できなかった経緯がある。例えば、年末年始の長期休暇後は「燃えるゴミ」も多く出るため、1 回につき 3 個までの決まりや夏場の悪臭対策として、限定的に週二回収集を検討できないかを伺う。

質問事項	質問要旨
市道の舗装について	<p>市道における舗装状況が、あまり良くないと普段から感じる。市内における市道の延長はかなりあり全てを同じように管理するのは大変だと思う。しかしながら、いろんな箇所で陥没しているため、市民の方からどうにかならないかとの声があるのは事実である。</p> <p>現状どのように対応されているのかを伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 4 号
令和 8 年 5 月 25 日

青森市議会議長 様

青森市議会議員 新庄 優子

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 5 月 25 日 8 時 35 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
障がい者の移動手段確保と自立支援の拡充について	<p>本市では、事業所の送迎サービス、移動支援、通所費支援等、移動困難者への支援が整備されている。しかしながら、事業所の送迎が利用できない場合は、家族が送迎を担うことが多く、負担が大きいのが現状である。</p> <p>地域福祉計画には、障がい者や高齢者の移動ニーズに配慮し、地域の資源がつながる仕組みづくりが掲げられている。こうした取組を、単なる送迎支援にとどめず、当事者が自ら移動できる力を育てる支援へと広げることができないだろうか。</p> <p>青森市の福祉の可能性をさらに広げるため、市の見解を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 原則として通所には利用できないとされている移動支援だが、ご家族や事業所からは、自分で移動できるようになるための段階的学習の重要性や、乗車機会の必要性を聞いている。市内に 12 名いるガイドヘルパーの専門性を活かし、期間や回数を限定した集中的な移動トレーニングを移動支援の制度の中に組み込めないか。2. 通所の送迎が家族に依存している現状だが、家族の送迎が難しくなった場合に、当事者の社会参加の阻害や孤立するリスクが懸念されるが、市はこうした課題をどう認識しているか。



一般質問通告書

受付番号 5 号
令和 8 年 5 月 25 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 船元 良子

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 5 月 25 日 8 時 40 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
激甚化する暑さから児童生徒を守る緊急的な涼み場所の確保について	<p>近年、宍粟市の夏も地球温暖化等の気候変動の影響により異常な猛暑に見舞われており、もはや「不快」という次元ではなく「命の危険を感じる暑さ」となっている。</p> <p>国においても、熱中症による健康被害の深刻化を受け、気候変動適応法が改正されるなど、極端な高温への対策強化が急務とされている。</p> <p>現在、徒歩通学の子どもたちは、現場の教職員や、見守り隊の方々などにより守られている。</p> <p>現在市に避暑スペースとして指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）は存在するが、数も限られており、登下校中に児童生徒が立ち寄ることも学校のルール上難しいため、子どもたちにとって体調に異変を感じた時等の一時避難場所になっていない。</p> <p>また、すでに地域に点在している「子ども 110 番の家」についても、子どもが誘拐や暴力、痴漢などの犯罪被害に遭った、または遭いそうになって助けを求めてきた際に、子どもを保護し、警察や学校、家庭などへ連絡するボランティア活動として、家の前の見えるところに黄色の旗を掲げて協力をいただいているが、防犯がメインで暑さ対策の活用まで想定されていない。</p> <p>これらより激甚化している夏の暑さより子どもたちの命を守る仕組みはできないかと下記質問を行う。</p> <p>1. 既存のクーリングシェルターを登下校時にも使えるよう、実際に児童生徒が利用しやすい学校のルールの明確化や周知を図る考えはあるか。</p>

質 問 事 項	質 問 要 旨
	<p>2. 現在、クーリングシェルターは公共施設9箇所に加え、2箇所が民間企業であるが、今後更に登録企業を増やしていく予定はあるか。</p> <p>3. クーリングシェルターの不足を補い、通学路の現実的な一時避難場所とするため、「子ども110番の家」について、本来の防犯目的に加え、この異常気象下において児童生徒が熱中症の危険を感じた際の「緊急的な涼み場所」としても機能させるべく、協力家庭に新たな趣旨を説明し、協力を依頼できないか。</p> <p>4. 併せて各学校の個別対応をさらに支援するため、市も協力し新規協力家庭の開拓を統括的にサポートができないか伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 6 号
令和 8 年 5 月 25 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 内海 昌

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 5 月 25 日 13 時 37 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
<p>車社会における介護予防について</p>	<p>本市のような車社会においては、免許返納等をきっかけに外出機会が減少し、閉じこもりやフレイル、認知機能低下につながるケースもあると感じている。また、今後さらに人口減少と高齢化が進む中、介護予防についても、単なる運動機能の維持だけではなく、社会参加や地域とのつながりを維持していく視点が重要になると考える。</p> <p>そこで次の点について伺う。</p> <p>① 免許返納後も地域とのつながりを維持し、通いの場や地域活動へ参加し続けられる環境づくりに向け、現在どのような支援があるのか。</p> <p>② 現在、免許返納後の高齢者の生活実態(外出頻度・通いの場への参加・買い物・孤立)を把握できているのか。</p>
<p>福祉に関する社会資源をつなぐ支援体制について</p>	<p>介護保険制度をはじめ、様々な支援制度や福祉に関する社会資源が存在する一方で、高齢者が地域とのつながりを失い、必要な支援につながりにくい状況も存在していると感じている。</p> <p>今後さらに高齢化と人口減少が進む中、行政だけで全てを支えるのではなく、福祉に関する社会資源同士をつなぎ、支え合いの仕組みを強化していくことが重要ではないかと考える。</p> <p>そこで、市民の福祉の増進に向け、次の点について伺う。</p> <p>① 福祉・交通・地域づくりなど部局横断的な連携を今後行っていく方向性はあるのか。</p> <p>② 今ある福祉に関する社会資源や支援制度を、必要な人につなぐ機能について、市はどのように考えているのか。</p>



一般質問通告書

受付番号 7 号
令和 8 年 5 月 25 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 横山 泰幸

次のとおり一般質問を行いたいので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 5 月 25 日 15 時 4 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
部活動の地域展開について	<p>令和 10 年 10 月から中学生の部活動が地域展開される。</p> <p>現状の部活動は中学校の顧問の先生が指導されているが令和 10 年 10 月からは、地域の方の中から指導者を募り指導をお願いすることになっている。</p> <p>会社員の方が指導できる時間は大体 18 時頃からであり、数名の方の協力が必要にもなる。</p> <p>生徒達も 18 時から部活動をすることになり生活リズムも変わってしまい、学力の低下も考えられる。</p> <p>私は令和 7 年 12 月の一般質問でスポーツや芸術を得意とする若者を全国から募集しフレックス勤務で働き、部活動の指導者としても活躍してもらうのはどうかとの質問を行った。</p> <p>市として、あと 2 年に迫っている指導者対策について現在どのように考えているか伺う。</p>
中山間の農地を守る施策について	<p>中山間の農業は後継者不足や獣害被害、効率化やスマート化をするのは困難など沢山の課題がある。</p> <p>その中でも急斜面での草刈りは酷暑の中では大変厳しいものがある。</p> <p>道路の維持管理や草刈りがあるように、中山間の農地の維持管理や草刈りを入札により一般公募してはどうか。</p> <p>農業従事者の負担軽減にもなり中山間農地の景観も守ることもできると思うが市の考えを伺う。</p>
新病院の建設費推移と宍粟市の将来について	<p>2021 年の基本計画書段階では、約 124 億円が建設予算であった。</p> <p>2023 年の基本計画完了段階で約 156 億円。</p>

質問事項	質問要旨
	<p>2025年では約198億円となり、当初の予算から約60%アップして74億円の増額予算になっている。</p> <p>2026年度に入り、中東紛争問題の影響で、石油関連資材の高騰や資材の納品遅延などを考えると更なる建設予算の見直しが必要と思われる。</p> <p>新病院が建設されても、もし病院経営が赤字で推移すれば、将来の宍粟市の財政を苦しめることになると思うが、新病院建設後の宍粟市の将来展望を市はどのように考えているのか伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 8 号
令和 8 年 5 月 25 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 八木 雄治

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 5 月 25 日 15 時 37 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
スクールバス拡充・部活動地域展開送迎について	<p>スクールバスの運用については、子どもたちの通学や部活動の移動に関し、市民の皆さんから以前より多くの声が寄せられている。とりわけ、宍粟市のように市域が広く、公共交通に限られる地域では、「移動しやすさ」は子育て環境を支える重要な要素である。今回はその中でも、スクールバスの拡充と、部活動の地域展開が進む中での送迎手段としてのスクールバス活用について、市の考えを伺う。</p> <p>1. 本市のスクールバス運行は、一定の距離要件である、いわゆる「4km 基準」に基づいている。しかし、宍粟市のように山間部が多く、通学路の安全が十分とはいえない地域では、利用の可否を距離だけで判断するのは実情に合わない。さらに、近年は猛暑や積雪、野生動物の出没などの課題もある。こうした状況を踏まえ、子どもたちの体調への配慮や通学路の安全性、地域の実情を考慮した上で、スクールバス利用の「4km 基準」の撤廃はできないか。</p> <p>2. 部活動の地域展開が進む中で、学校間や地域クラブへの移動手段としてスクールバスの活用が必要になると考えるが、柔軟に活用することはできないか。</p>
中学生吹奏楽部による交通安全啓発のパレード実施について	<p>宍粟市では、通学路の安全確保や高齢者の交通事故防止など、交通安全対策が重要な課題である。こうした中、地域ぐるみで交通安全意識を高める取り組みが必要と考える。そこで、市内中学校の吹奏楽部の力を、交通安全の啓発や子どもたち自身の意識向上、さらに演奏を多くの市民に届ける機会として生かせるのではないかと考える。</p>

質問事項	質問要旨
家庭用融雪設備導入について	<p>そこで、交通安全週間などの機会を活用し、市内中学校の吹奏楽部による交通安全啓発パレードの実施について、市の考えを伺う。</p> <p>宍粟市では、波賀・千種・一宮北部を中心に、冬季に一定の積雪が見られる。特に、波賀町上野以北、千種町西河内・河内、一宮町福知以北では、毎年のように積雪による生活負担が生じている。</p> <p>高齢化が進む中、自宅周辺の除雪が困難な世帯の増加は、地域の安全と生活の質に直結する重要な課題である。</p> <p>そこで今回は、家庭用融雪設備の設置補助制度の導入・拡充について伺う。</p> <p>1. 宍粟市における家庭の除雪負担の実態を、どのように把握しているのか。</p> <p>2. 宍粟市の多雪地域では、家庭用融雪設備（散水融雪、融雪マット、ロードヒーティング、融雪槽など）の導入が、冬季の安全確保に大きく寄与すると考える。現在、宍粟市には家庭用融雪設備に対する補助制度がないため、既存住宅への後付け融雪設備に対する支援を進める考えはあるか。</p>



一般質問通告書

受付番号 9 号
令和 8 年 5 月 25 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 小林 俊子

次のとおり一般質問を行いたいので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 5 月 25 日 16 時 06 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
宍粟市自治基本条例について	<p>平成の大合併により、千種町・山崎町・一宮町・波賀町の四町が合併して誕生した宍粟市は、昨年市政 20 周年を迎えた。</p> <p>そして合併から 5 年後の平成 23 年 4 月 1 日、当時の市長と職員の尽力のもと宍粟市自治基本条例が制定され施行されている。その前文において、「現在、そして未来にわたり、希望と笑顔にみちあふれる宍粟市のまちづくりを進めていくにあたり、その最高規範としてここに《宍粟市自治基本条例》を制定します。」と記載されている。</p> <p>第 3 条において宍粟市自治基本条例は、市民主体のまちづくりを推進する不動の指針であり、本市のまちづくりにおける「最高規範」である、と位置づけられている。この「最高規範性」とは、単なる理念の提示にとどまらず、市が策定する他のすべての条例、規則、計画の解釈および運用の「指針」となるものである。</p> <p>まちづくりは、市民、市議会、執行機関の 3 者が、適切な緊張感と深い信頼関係のもとで機能する「三位一体のガバナンス」によって成立すると考えられる。</p> <p>そこで以下 4 点の質問を行う。</p> <p>① 先般行われた検証委員会より「市民の中に自治基本条例を浸透させていく取組が必要」との意見があった。浸透させていくためにどのような取組の検討がなされたのか伺う。</p> <p>② 第 1 条 市民の参画と協働による市民自治の実現を通じて宍粟市のまちづくりを進めることを目的とする、と記載されている。市民の参画と協働はどのように図られているのか伺う。</p>

質問事項	質問要旨
	<p>③ 第 25 条 市の執行機関は、市民参画のもと、政策の成果について評価を行い、その結果を政策の改善に反映させるとともに、市民及び市議会に公表しなければならない、はどのように実現されているのか伺う。</p> <p>④ 第 28 条 公正でひらかれた市政の推進のため、政策の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続きを市民に説明しなければならない。第 28 条は遵守されているのか伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 10 号
令和 8 年 5 月 25 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 片山 尚徳

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 5 月 25 日 16 時 42 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
中山間地における農業について	<p>宍粟市においては、そのほとんどが山間部であり、一部の農地を除いて、中山間に位置した農地となっている。平地における農業と比べ中山間地における農業では全ての条件において、耕作に不利な条件が揃っており、平地に比べ高コスト化してしまう。</p> <p>また、昨今の原材料費の高騰や農機具においては技術革新が進むものの機械の高額化や、小規模農家の離農、担い手不足や高齢化、獣害被害の増加などによる耕作放棄地の増加など、「今」農業が置かれている状況は、決して明るくはない。全国的に中山間地での農業をみても農業に従事すればするほど、採算度外視で農業に従事せざる得ない状況となっている。</p> <p>しかし、それでも尚、辛抱強く「農地を守る・地域を守る」という想いのもと、宍粟市においても農業に従事されている市民が実際に活動されている。そこで、市としての見解や方針を伺う。</p> <p>① 作付面積の小さい圃場、作業効率の悪さ、急斜面等々での作業が伴う条件不利地における中山間農業は、平地に比べ特に保護すべき対象であると解している。宍粟市が行っている助成のあり方についても今後、国の定めた耕作面積で一律した条件ではなく、市独自で加算制度を創設し、平地と中山間指定地と明確に区別する必要があると考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>② 中山間地域の農地や農業従事者を守るため、農業特区制度の導入や規制緩和も含め、農業を宍粟市の重要な産業として位置付けし、今後さらに柔軟な施策展開が必要と考えるが、市の見解を伺う。</p>

質 問 事 項	質 問 要 旨
<p>北部地域における スクールバスの運 用について</p>	<p>宍粟市の面積は、県内第2位を誇る広大な面積を有する自治体であるのにも関わらず、移動の中心は自家用車・バスである。</p> <p>そして、小学生・中学生においては徒歩や自転車での通学であり、未就学児においては、公立では市のスクールバスであり、私立では園が所有する通園バスや保護者の送迎である。</p> <p>また、冬季には降雪がある地域において、市のスクールバスの運用を行っているが、これも細かな適用ルールに基づき、運用をされていると聞く。そこで、宍粟市の見解を伺う。</p> <p>① 現在のスクールバス利用できるか否かの判定基準は、学校から自宅までの距離が中心であるが、通学路上に歩道が途切れ路側帯しか無いなどの通学路における危険性がある箇所を通過する必要や、特に北部地域においては冬季の積雪時には歩道は除雪されず、雪がそのまま凍てた状態になっているなどの、道路事情も悪条件であることなどを考慮し、地域実情に応じた柔軟な対応が必要と考えるが市の見解を伺う。</p> <p>② 現在、宍粟市では公立認定こども園や公立幼稚園については通園バス制度が整備されている一方、設置主体が異なる私立保育所・認定こども園等については、市スクールバスは利用対象外となっており、自家用の送迎バスを有する施設においては、市の補助を得て通園バスを運用している。しかし、通園バスを有さない施設の場合、原則保護者による、送迎となっている。行政上の課題もある事も事実ではあるが、少子化による児童数の減少、バス運行資源の有効活用、そして冬季の積雪路の送迎による保護者負担の軽減を目的とした利用条件の拡大は考えられないか。降雪地域限定での運用や、実証実験等含め段階的な制度設計からでも研究できないか。市の見解を伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 11 号
令和 8 年 5 月 26 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 幸福 定利

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 5 月 26 日 8 時 28 分 受付

質問事項	質問要旨
宍粟市における食育の取り組みについて	<p>宍粟市の学校給食は、平成 25 年度地産地消優良活動の部門で農林水産大臣賞の受賞や、令和 4 年度に第 17 回全国学校給食甲子園では「優勝」するなど、全国的にも立派な活動をされている。</p> <p>特に地産地消の取組は、山崎学校給食センターの開設に伴う当時の町長の意向のようで、現在では地域における生産者の高齢化等も含め、様々な要因による低迷も理解できる。</p> <p>本年 5 月 19 日に再選をされた稲美町長は、産業振興を進める中で、オーガニックビレッジを宣言され、2027、28 年頃には学校給食を 100%有機米にする。また、食育の取組や学校給食を広く知ってもらうために、町教委の主催で、2 年に 1 度学校給食展が行われている。</p> <p>宍粟市では食育への取組で、過去には学校給食展や食育展が実施されていたが、現在は行われていない。</p> <p>今後の市や市教委として、地産地消を含めた食育への取組を伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 12号
令和8年5月26日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 緒方 加奈

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第64条第2項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和8年5月26日 10時32分受付

質問事項	質問要旨
森林セラピーによる健康なまちづくりについて	<p>宍粟市は平成27年、兵庫県内で初めて森林セラピー基地として認定され、今年で10年を迎える。豊かな森林資源と、森林セラピーの推進とともに設置された森林大学校という恵まれた環境を活かし、市民の心身の健康増進と地域活性化につなげていくという観点から、以下について伺う。</p> <p>1. 市民への還元と心身の健康増進について</p> <p>① 市民の森林セラピー体験を増やすために、市民向けの参加しやすい価格設定によるプログラムにより普及啓発を行ってはどうか。市の見解を伺う。</p> <p>② 健康づくりや介護予防を担う保健福祉部門と連携し、森林セラピーを市民の心身の健康増進に活かす取組を進める考えはあるか。市の見解を伺う。</p> <p>2. 持続可能な受け入れ体制と人材育成について</p> <p>① 「宍粟市癒しの森ガイドの会」は平均年齢66歳、70代以上が半数を占めている。後継者の育成とガイドのさらなるスキルアップに向けて、どのような取組を進める考えか伺う。 また、5年後・10年後を見据えた受け入れ体制の構築に向けた具体的なビジョンについて伺う。</p> <p>② 森林大学校との連携を強化し、若年層を巻き込む新たな仕組みづくりを進める考えはあるか。市の見解を伺う。</p> <p>3. 観光・交流人口の拡大と地域経済への波及効果について</p> <p>① 令和7年度の体験者数の実績と、令和8年度の目標人数について伺う。</p> <p>② 市長公室の営業部が取り組む企業の福利厚生や研修誘致等の</p>

質 問 事 項	質 問 要 旨
	<p>営業活動において、契約した企業の森林セラピーの利用状況と、その後の継続利用の有無について伺う。</p> <p>③ 市が保有するE-BIKE（電動アシスト付きマウンテンバイク）を活用したセラピーバイクは、関西万博のひょうごフィールドパビリオンに認定された経過がある。認定前後の利用者数の推移とその要因分析について伺う。 また今後の利用促進に向けた取組についても伺う。</p> <p>④ 市外からの来客が増えることで、市内の飲食・宿泊事業者への経済効果が期待できる。第2次総合計画後期基本計画に掲げられている体験型ツーリズムの推進という観点からも、宍粟市の地域資源を活かした森林セラピーに、より積極的に取組む必要があると考える。そこで現状の取組状況と、今後どのように進めていく方針か伺う。</p>